

# 山口市税務地図情報システム導入業務特記仕様書

山口市総務部資産税課

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 山口市税務地図情報システム導入業務（以下「本業務」という。）は、地図データ（地番図、家屋図等）及び写真地図（航空写真オルソ画像）データと課税属性（土地課税台帳等）を一元管理することにより、課税内容を的確に把握し、照会、調査、評価等の固定資産税業務の適正化、窓口対応の迅速化を図ることを目的とする。また、将来を見据え家屋課税台帳、家屋課税資料も一元管理することが可能である機能を有することとする。

### （範囲）

第 2 条 本特記仕様書（以下「仕様書」という。）は、発注者が行う本業務について適用され、受注者が執行しなければならない一般的事項を定めたものである。

### （準拠する法令等）

第 3 条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、以下の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
- (2) 地方税法施行令（昭和 25 年法令第 245 号）
- (3) 地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）
- (4) 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）
- (5) 国土調査法施行令（昭和 27 年政令第 59 号）
- (6) 不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）
- (7) 不動産登記令（平成 16 年法令第 379 号）
- (8) 固定資産評価基準（昭和 38 年自治省告示第 158 号）
- (9) 山口市税条例（平成 17 年山口市条例第 52 号）
- (10) 山口市財務規則（平成 17 年山口市規則第 44 号）
- (11) 山口市個人情報保護法施行条例（令和 4 年山口市条例第 43 号）
- (12) 山口市個人情報保護法条例施行細則（令和 5 年山口市規則第 9 号）
- (13) 山口市公共測量作業規程（平成 17 年山口市訓令第 20 号）
- (14) その他関係法令

### （疑義）

第 4 条 本仕様書に記載のない事項及び本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、受注者は協議の結果に基づき、発注者の指示により業務を実施するものとする。

### （提出書類）

第 5 条 受注者は、本業務の実施にあたり、以下の書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 作業工程表
- (3) 業務着手届
- (4) 主任技術者及び現場代理人届（経歴書・資格書含む）
- (5) 照査技術者（空間情報総括監理技術者）の資格証明書の写し
- (6) その他発注者が必要と認める書類

**（関係官庁署との折衝）**

第6条 受注者は、本業務の実施にあたり、関係官公署との折衝が必要な場合で、発注者との協議を要するものについて、指示を受けて折衝するものとする。

**（損害の賠償）**

第7条 受注者は、本業務実施中に発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を報告し、発注者の指示に従うものとし、損害賠償などの責任は受注者が負うものとする。

**（作業経過の報告）**

第8条 受注者は、本業務の実施期間中において、発注者が必要と認めたときは、業務の途中経過をその都度報告するとともに、その指示に従うものとする。

**（成果報告書の提出）**

第9条 受注者は、本業務を完了した時は、遅滞なく本業務の成果に関する報告書を発注者に提出するものとする。

**（検査）**

第10条 受注者は、本業務の工程毎及び業務完了後、発注者の検査を受けるものとし、発注者から仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了するものとする。

2 前項の規定による修正に要する費用は、すべて受注者の負担とするものとする。

**（成果品の瑕疵）**

第11条 納品の後、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な修正を行うものとする。

2 前項の規定による修正に要する費用は、すべて受注者の負担とするものとする。

**（成果品の帰属等）**

第12条 本業務内で開発したプログラムについての著作権は、発注者に帰属するものとする。ただし、既存の権利保有部分や共同開発部分についてはこの限りではない。

**（秘密の保持等）**

第13条 受注者は、本業務の実施にあたり知り得た資料の内容及び関係情報については、第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後もまた同様とする。

**（個人情報の保護）**

第14条 受注者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う際には、山口市個人情報保護法施行条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

**（再委託の制限）**

第15条 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならない。ただし、発注者の承認を得た時は、この限りではない。

**（委託期間）**

第16条 本業務の委託期間は、契約締結日の翌日から令和10年3月31日までとする。

**（納入場所）**

第17条 本業務の成果品の納入場所は、山口市総務部資産税課とする。

## 第2章 業務の概要

### （業務の概要）

第18条 本業務は、総合行政ネットワーク（以下「LGWAN-ASP」という。）を活用して、本市資産税課へクラウド版税務地図情報システム（GIS）を導入するものである。

### （業務の内容）

第19条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| ① 税務地図情報システム（GIS）の導入      | 一式 |
| ② 電子機器導入設置                | 一式 |
| ③ データベース変換及び地図データ等のインストール | 一式 |
| ④ 導入研修と運用検証               | 一式 |
| ⑤ 地図データ等のインストール及び設定       | 一式 |

## 第3章 税務地図情報システム（GIS）の導入

### （税務地図情報システム（GIS）の導入）

第20条 本作業は、以下の基本要件で快適なレスポンスを提供可能なパッケージソフトウェアの導入を原則とする。

#### 【基本要件】

- (1) クライアントは、発注者職員端末を使用するものとし、発注者の LGWAN で利用できる固定資産税業務支援アプリケーションシステムであること。
- (2) 使用する Web ブラウザは Microsoft Edge を基本とする。
- (3) 空間データの配信方法はベクトル配信を基本とする。
- (4) 過去の地番参考図データが時系列管理できること。
- (5) 現行業務に極力寄り添う操作性を持たせること
- (6) 将来的な家屋課税客体管理での運用を考慮し、家屋台帳、家屋評価調書、間取図等の運用機能を有すること。

## 第4章 電子機器導入設置

### （電子機器導入設置）

第21条 本作業は、別途賃貸借するカラー複合機を導入し、発注者の指定する場所へ設置するものとする。

## 第5章 データベース変換及び地図データ等のインストール

### （地図データ等の貸与資料）

第22条 本業務の実施にあたり、発注者が別途発注する地番参考図、家屋図、航空写真地図、土地評価図（宅地・農地・山林）の地図データ等の更新データを受注者へ貸与し、受注者はその重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行うものとする。

- (1) 地番図（地番参考図）データ
- (2) 家屋図データ
- (3) 写真地図（航空写真オルソ画像）データ
- (4) 状況類似区分図（標準宅地）データ
- (5) 路線図データ
- (6) 路線価台帳データ
- (7) 路線現況写真データ
- (8) 土地課税台帳データ
- (9) 家屋課税台帳データ

(10) その他業務にて必要と思われる資料

2 受注者は、関係資料等の必要がなくなった場合は、ただちに返却するものとする。

3 受注者は、貸与資料について責任をもって保管するものとし、紛失、損傷、破損した場合は受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4 複製を行う場合は、発注者の承諾を得るものとし、本業務において必要がなくなった時点で漏洩のないように廃棄するものとする。

5 関係資料等の貸与にあつては、発注者の指定するデータ形式（様式）とする。

6 貸与方法等については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

#### (データベース変換及び地図データ等のインストール)

第23条 本作業は、前条の地図データ等を必要に応じて税務地図情報システムへデータベース変換等を行い、本システムへインストールし、初期設定するものとする。なお、変換経費については本業務に含むものとする。設定インストールにあたっては、前評価替えまでに記録した、システム内のユーザーデータも継承しインストールすること。

## 第6章 導入研修と運用検証

#### (導入研修)

第24条 本システム導入後、管理者及びシステム利用者を対象に、利用者レベルに合わせた操作研修を行うものとする。また、操作説明書3部、操作説明書の電子ファイルを提出するものとする。

#### (検証)

第25条 本システム運用検証の際、地図データ等を導入する税務地図情報システムにセットアップを行うものとする。なお、受注者は本作業における迅速かつ効率性を考慮し、発注者と受注者が現地同席のもと、検証作業を行うものとする。受注者は、検証を実施した結果、設定した全てのデータ及びシステム環境について、問題等が生じた場合、速やかに修正を行い、必要に応じてシステムのカスタマイズを含む対応を行うものとする。また、受注者は発注者に承認されるまで責任を持って繰り返し行うものとし、この工程に関わる全ての経費は本業務に含まれるものとする。

#### (運用)

第26条 本システム運用開始後、利用者への訪問ヒアリング等を実施し、問題点・改善点等を取りまとめて報告を行うものとする。

## 第7章 地図データ等のインストール及び更新設定

#### (地図データ等の貸与資料)

第27条 本業務の実施にあたり、発注者が別途発注する地番参考図、家屋図、航空写真地図、土地評価図（宅地・農地・山林）の地図データ等の更新データを受注者へ貸与し、受注者はその重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行うものとする。

(1) 地番図（地番参考図）データ（更新）

(2) 家屋図データ（更新）

(3) 写真地図（航空写真オルソ画像）データ（更新）

(4) 状況類似区分図（標準宅地）データ（更新）

(5) 路線図データ（更新）

(6) 路線価台帳データ（更新）

(7) 路線現況写真データ（更新）

(8) 土地課税台帳データ（更新）

(9) 家屋課税台帳データ（更新）

(10) その他業務にて必要と思われる資料

- 2 受注者は、関係資料等の必要がなくなった場合は、ただちに返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与資料について責任をもって保管するものとし、紛失、損傷、破損した場合は受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 複製を行う場合は、発注者の承諾を得るものとし、本業務において必要がなくなった時点で漏洩のないように廃棄するものとする。
- 5 関係資料等の貸与にあっては、発注者の指定するデータ形式（様式）とする。
- 6 貸与方法等については、発注者受注者協議の上、決定するものとする。

#### （地図データ等のインストール及び設定）

第28条 本作業は、前条の地図データ等及び契約期間内に他業務で作成した地図データ等の更新データを必要に応じて変換等を行い、本システムへ定期的にインストールし、設定するものとする。

なお、変換経費については本業務に含むものとし、参考までに毎年度の地番参考図更新スケジュールを示すものとする。

#### ＜地番参考図データの更新スケジュール＞

| 作業内容       | 作成時点   | 納品時期  |
|------------|--------|-------|
| 登記異動・評価分割  | 6月1日   | 8月下旬  |
| 登記異動・評価分割  | 8月1日   | 9月下旬  |
| 登記異動・評価分割  | 9月1日   | 10月下旬 |
| 登記異動・評価分割  | 10月1日  | 11月上旬 |
| 登記異動・評価分割  | 11月1日  | 12月上旬 |
| 登記異動・評価分割  | 11月15日 | 12月中旬 |
| 登記異動・評価分割  | 12月1日  | 1月上旬  |
| 登記異動・評価分割  | 12月15日 | 1月下旬  |
| 登記異動・評価分割  | 1月1日   | 2月上旬  |
| 登記異動・評価分割  | 1月1日   | 3月上旬  |
| 住居表示による修正  | 随時作成   | 随時納品  |
| 地籍調査による修正  | 随時作成   | 随時納品  |
| 土地評価等による修正 | 毎年1月   | 1月下旬  |

## 第8章 成果品

#### （成果品）

第29条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 税務地図情報システム更新用データインストール及び設定
- (2) その他関係資料

10回／年  
一式